次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表

(一) 施設名	(二) 工事種別		
	一級改築工事	二級改築工事	改造工事又は併行工事
学校、乳児院、保育所、障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）、家庭的保育事業を行う施設、小規模保育事業を行う施設、事業所内保育事業を行う施設、病児保育事業を行う施設（当該事業の対象となる児童の居宅及びその他の不特定の者の用に供されない施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、幼保連携型認定こども園	十分の一	十分の二・五	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

別表

(一) 施設名	(二) 工事種別		
	一級改築工事	二級改築工事	改造工事又は併行工事
学校、乳児院、保育所、障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設、幼保連携型認定こども園	十分の一	十分の二・五	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三号）の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第一号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「十二の」を「十三の」に改め、同条中第十二号を第十三号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　憲法調査室

第十三条の次に次の一条を加える。

（憲法調査室）

第十三条の二　憲法調査室は、憲法に関する事項（他の室の所掌に属する事項に係るものを除く。）に関する調査のうち重要なものをつかさどる。

2　憲法調査室の主任は、憲法課が行う調査につき、必要に応じ、憲法課長に対して、指示することができる。

第十四条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第二項中「及び憲法課」及び「及び憲法課長」を削る。

第二十四条中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　憲法課

第二十九条を削る。